

子育て世帯の 住宅取得を 応援します！

補助金額
最大90万円※



※夫婦ともに29歳以下の場合

中古住宅の取得&リフォーム

最大90万円

新築住宅の取得

最大60万円

※夫婦ともに39歳以下の場合

中古住宅の取得&リフォーム

最大60万円

新築住宅の取得

最大30万円

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金

住宅の購入

引越し

リフォーム

主な対象世帯の要件

- 申請年度の5年度前の年度の4月1日から申請年度の前年度の12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
※令和7年度の場合は令和2年4月1日～令和6年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 18歳以下の子を養育していること（妊娠中を含む）
- 前年の夫婦の合計所得が500万円未満であること
（貸与型奨励金の返済がある場合は、年間返済額を所得から控除します）
- 対象となる住宅が都留市内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所がその住宅の住所であること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（他自治体も含む）

対象費用等 詳細は裏面へ

お問い合わせ

都留市役所
総務部企画課 政策推進担当

〒402-8501
山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎0554-43-1111（内線242）

補助金の額

- 基礎額
 - (1) 新築住宅を取得した場合 最大300,000円
 - (2) 中古住宅を取得し、又は改修した場合 最大300,000円
- 加算要件 婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下の場合 最大300,000円

補助対象経費

- 申請年度内に夫婦の双方又は一方が支払った住居費及び引越費用の合計

住居費	新たに住居を取得・改修した費用 ⇒住宅の取得費、リフォーム費（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新の工事費）。 ※対象外となる費用 ・土地代、外構工事費、家電の購入や設置費
引越費用	引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用

申請の流れ



提出書類

- ☐ 都留市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ☐ 申請世帯全員の住民票の写し
- ☐ 所得証明書
- ☐ 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- ☐ 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
- ☐ 住居費を支払ったことを証する領収書等の写し
- ☐ 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- ☐ 市税等の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
- ☐ 誓約書兼同意書(様式第2号)

申請書等はこちら

